（総則）

第１条 発注者及び受注者は、この契約書に定めるもののほか、「マイナポータル操作等支援窓口業務委託（７月から３月分）仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、信義を守り誠実に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を履行しなければならない。

（検収）

第２条　受注者は、仕様書に定める納品物を納入期限までに発注者に提出し、その検収を受けなければならない。

２　受注者は、前項の検収に合格しないとき又は手直しを指示され検収の結果を保留にされたときは、発注者が指定する期日までに改善し、再度検収を受けなければならない。

（委託料の支払）

第３条　受注者は、仕様書に定める委託料の支払いの支払区分に該当する納品物全ての検収に合格したときは、発注者に委託料の支払いを請求するものとする。

２　発注者は、前項の規定により、受注者から適正な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に相模原市指定金融機関において委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

（再委託の禁止）

第５条　受注者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の許諾を得て委託業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

２　前項ただし書の規定により、受注者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、許諾を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（統括業務責任者）

第６条　受注者は、契約締結後、速やかに委託業務の実施について統括業務責任者を選定し、委託業務に従事する者の指揮監督その他委託業務の遂行に必要な事務に当たらせるものとする。

２　受注者は、委託業務の契約期間中は統括業務責任者を交替させてはならない。ただし、やむを得ない理由により交替が必要になる場合は、この限りではない。

３　発注者は、統括業務責任者がその職務について著しく不適当と認められるときは、受注者に対して当該統括業務責任者の交替を求めることができる。

（発注者の調査権等）

第７条　発注者は、受注者の委託業務の実施に関して、必要な範囲で受注者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

２　前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による委託業務の実施状況につき、不十分な点が認められたときは、発注者は、委託業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

（事故等の報告）

第８条　受注者は、委託業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

２　受注者は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（守秘義務）

第９条　受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

２　受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙「特定個人情報等を含む個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（契約内容の変更）

第１０条　発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

（損害賠償）

第１１条　受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

２　受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が第三者へ損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。

（履行遅延）

第１２条　受注者は、契約期間内に委託業務を履行することができないとき又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告があった場合、発注者は、相当と認められる期間の延長をすることができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者は、契約金額について、遅延日数に応じ年２．５パーセントの割合で算定した額の違約金を受注者から徴収することができる。

（契約不適合責任）

第１３条　発注者は、この契約に基づく業務が契約の内容に適合していないと認められるとき(以下「契約不適合」という。)は、受注者に対して契約不適合の修正等による履行の追完を請求することができ、受注者は追完を行うものとする。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、当該契約不適合によってもこの契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要するときは、受注者は、前項の規定による追完義務を負わないものとする。

３　発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が契約の内容及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

４　受注者は、第２条第１項の規定による検収が完了した後１年以内に発注者から当該契約不適合を通知された場合に限り、第１項及び第３項に規定する責任その他の契約不適合責任を負う。ただし、検収が完了した時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかった場合、当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合又は当該検収によって発注者が当該不適合を発見することがその性質上合理的に期待できない場合は、この限りでない。

５　第１項及び第３項の規定は、当該契約不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは、適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

第１４条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその

履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、

その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは、この限りではない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

（２）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき又はこの契約の履行を怠ったとき

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、

発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の催告によらない解除権）

第１５条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除す

ることができる。

（１）この契約の履行について、不正行為をしたとき。

（２）受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（４）第１３条第１項に規定する契約不適合について、発注者が同項の規定により追完の請求をしたにもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合であって、この契約の目的を達することができないとき。

（５）契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（８）破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき、又はそれらの申立てを受けたとき。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、

その損害の賠償の責めを負わないものとする。

３　第１項第６号に該当することによりこの契約を解除する場合であって、既に発注者が受注者に対して契約代金の一部又は全部を支払っていたときは、受注者は、支払済の契約代金を発注者に返還しなければならない。

（協議による解除）

第１６条　発注者は、必要があると認めたときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において、「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が、県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が、条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第２１条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第１８条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（台帳）

第１９条　受注者は、相模原市公契約条例（平成２３年相模原市条例第２９号。以下「公契約条例」という。）第８条第１号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

２　受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

（対象労働者への周知）

第２０条　受注者は、次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第６条に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）に周知しなければならない。

（１）対象労働者の範囲

（２）公契約条例第６条に規定する労働報酬下限額

（３）公契約条例第９条の規定による申出をする場合の申出先

（４）公契約条例第９条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること

（対象労働者からの申出に対する対応）

第２１条　受注者は、対象労働者から公契約条例第９条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（労働報酬の支払い）

第２２条　受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第８条第５号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して１４日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

（労働者の継続雇用）

第２３条　受注者は、当該契約の業務が継続性を有するものである場合においては、この契約の締結前からこの契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

（立入調査等）

第２４条　受注者は、公契約条例第１０条第１項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

（是正措置）

第２５条　受注者は、公契約条例第１０条第１項又は第２項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第１９条から第２２条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

（公表）

第２６条　発注者は、第１９条から第２２条まで又は第２４条若しくは第２５条に規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第８条第９号に定める事項を公表することができる。

（発注者の解除権の特則）

第２７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）受注者が、公契約条例第１０条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

（２）受注者が、第２５条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第３０条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（受注者の契約解除権）

第２８条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって、委託業務を完了することができなくなったときは、契約を解除することができる。

２　前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、発注者と協議の上で決するものとする。

（履行不能の場合の処置）

第２９条　受注者が、天災その他の不可抗力等その責めに帰すことができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て、受注者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は当該部分についての契約金の支払いを免れるものとする。

（契約保証金）

第３０条　受注者は、契約金額の１０分の１以上を発注者に支払うものとする。ただし、相模原市契約規則第３４条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（契約の費用）

第３１条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（環境配慮事項）

第３２条　受注者は、委託業務の実施において、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行わなければならない。

（１）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（３）業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

（疑義等の解決）

第３３条　仕様書又はこの契約書に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して解決を図るものとする。